大阪 · 夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

事後調査報告書(令和6年度)

(令和6年5~6月) 【工事着手前】

(令和6年10月~令和7年3月) 【工事期間中】

令和7年7月

MGM大阪株式会社

目 次

			~-	
1.	事美	業者の	の氏名及び住所	
2.	対	象事:	業の概要······1	
2	.1 5	対象	事業の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2	. 2	対象	事業の目的及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2. 2.	1 =	事業の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2. 2.	2 =	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2. 2.	3 =	事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3.	対象	象事:	業の実施状況······ 10)
4.	対拿	象事:	業に係る事後調査の項目及び手法・・・・・・・・・・・・・・11	
5.	対象	象事:	業に係る事後調査の結果‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 15)
5	.1 :	工事	着手前調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
	5. 1.	. 1 B	陸域動物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	;
	5. 1.	2 1	陸域植物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)
5	. 2	工事	期間中調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	,
	5. 2.	1 3	建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	,
	5. 2.	2 5	廃棄物・残土···········33	}
6.	対拿	象事:	業に係る事後調査の評価‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 36	j
6	.1 :	工事	着手前調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;
	6. 1.	1 B	陸域動物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	;
	6. 1.	2	陸域植物 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,
6	. 2	工事	期間中調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38	}
	6. 2.	1 3	建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38	}
	6. 2.	2 5	廃棄物・残土·········40)
7.	環均	竟保:	全及び創造のために講じた措置‥‥‥‥‥‥‥‥ 42)
7	. 1	建設	工事中の環境保全のための措置とその履行状況・・・・・・・・・・・・・・・・42)
7	. 2	履行	状況写真···········55)
8	市៛	長意	見及びその履行状況······ 56	ì

1. 事業者の氏名及び住所

名 称:MGM大阪株式会社(旧社名:大阪IR株式会社)

代表者:代表取締役 エドワード・バウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

所在地:大阪市北区中之島三丁目3番23号

2. 対象事業の概要

2.1 対象事業の名称

対象事業の名称:大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

2.2 対象事業の目的及び内容

2.2.1 事業の種類

- ・ 自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のため の新設の事業(同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設 けるものに限る。)
- ・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)

2.2.2 事業の目的

本事業は、特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)(平成30年法律第80号)に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において特徴的な建築物などにより、来訪者に新鮮な驚きや感動を提供する"WOW"体験と、大阪・関西が誇る観光・文化などの魅力が融合した新しい"WOW"を地域に届け、地域とともに創出する"WOW"Nextをビジョンとし、観光先進国の実現に向けて大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる「結びの水都」を開発コンセプトとする大阪IRを整備することで、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現をめざすものである。

2.2.3 事業の内容

(1) 事業計画地の位置

事業計画地が位置する此花区夢洲は、大阪市の臨海部にある面積約 390ha の埋立地であり、大阪港に位置している。

(2) 事業の概要

対象事業の内容の概要は表 2.1 に、本事業の対象範囲は図 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 事業の概要

項目	内 容
事業計画地	大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか
事業計画地面積	合計:約64.2ha(太陽光発電事業計画候補地を含む)
延床面積の合計	約 848, 000 m ²
建築物の最高高さ	約 130m
主要用途	会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、係留施設、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備
来場想定者数	年間来場者数:約1,987万人、日最大来場者数:約10万人
駐車台数	約 3, 200 台
工事着手時期	2024年10月
工事完了予定時期	2030 年度夏頃
想定供用時期	2030 年度秋頃

(3) 土地利用計画

開発コンセプト「結びの水都」の4つのテーマ「大阪・関西を世界とつなぐ関西ゲートウェイ」、「ここにしかない最高のエンターテイメント」、「未来を創出するイノベーション」、「大阪の発展を象徴する水」に基づき、夢洲のポテンシャルを活かす4つのゾーン(表2.2参照)を設定し、異なる特徴を有する各ゾーンが他のゾーンと連携し相互作用を誘発するような計画とする。

(4) 施設配置計画

本事業の施設一覧 (計画概要) は表 2.2 に、施設配置イメージ図は図 2.2 に、事業計画地内の施設配置図は図 2.3 に、施設イメージパース図は図 2.4 に示すとおりである。



※計画・構想中の内容を含む現段階での想定であり、今後変更することがある。 ※太陽光発電事業の具体的な利用範囲・面積は大阪府・市、大阪広域環境施設 組合との協議により決定

図 2.1 本事業の対象範囲

表 2.2 施設一覧 (計画概要)

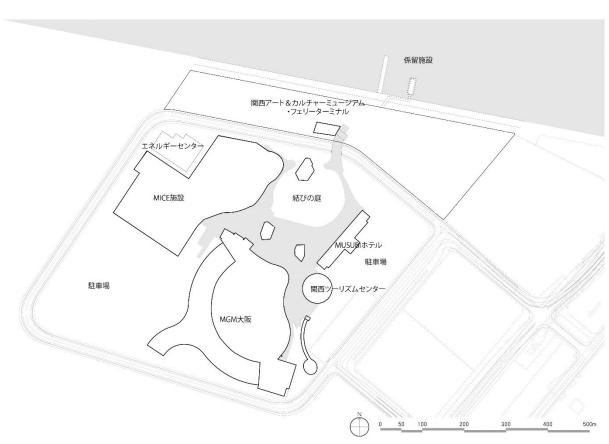
	エリア	施設	主要用途	
		MUSUBI ホテル	宿泊施設、飲食施設、物販施設、 駐車場	
敷地A	関西ゲートウェ イゾーン	関西ツーリズムセンター	旅客・物資等のバス乗降所、観光 案内所、物販施設	
		MGM 大阪	宿泊施設、カジノ、劇場、飲食施 設、物販施設、店舗、駐車場	
	イノベーション ゾーン	MICE 施設 (国際会議施設、展示等施設)	会議施設、展示等施設、飲食施設、 物販施設、駐車場	
		エネルギーセンター	事業地内への電力供給施設等	
	結びの庭ゾーン 結びの庭		屋外空間、飲食施設	
敷地B	ウォーターフロ ントゾーン	関西アート&カルチャーミュージアム・ フェリーターミナル	ミュージアム、飲食施設、物販施 設、船舶乗降待合い所	
一 係留施設			船舶の入出港・停泊施設、旅客・ 物資の船舶乗降施設等	
夢洲1区	太陽光発電設備		事業地内への電力供給施設等	

⁽注) 施設の名称は全て仮称である。



(注) 施設の名称は全て仮称である。

図 2.2 施設配置イメージ図



- (注) 1. 施設の名称は全て仮称である。 2. 上図は、現時点での計画であり今後の計画調整等により変更することがある。

図 2.3 事業計画地内の施設配置図



(注) 現時点での計画であり今後の計画調整等により変更することがある。

図 2.4 施設イメージパース図

(5) 緑化計画

本事業の緑化計画においては、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ、憩いや安らぎを提供する空間を創出し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成をめざす。四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンに応じて多様な植物を選定し、落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とした防風機能を備えたエリアなど、様々な水とみどりによる多様な空間を創出するとともに、海辺に位置する立地特性から、沿岸部では耐塩性のある緑地の整備に努める。また、日本に自生している種(以下「在来種」という。)を基本として京阪神エリア(特に臨海部)に自生している種(以下「郷土種」という。)も活用するなど地域の生態系へ配慮した緑地の整備をめざす。

中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、敷地中央部にある大規模なオープンスペースとして植 栽面積を可能な限り広く確保することをめざす。

北側に配置する「ウォーターフロント」ゾーンでは、海辺景観を活かしたオープンスペースとして 緑地を配置する。人の往来や照明設備による影響が小さい場所に多様な草丈の草地を確保すること で自然環境との連続性の確保に努め、草地に生息する鳥類などの動物に配慮した環境の創出に努め る。

事業計画地整備後は、植栽した樹木の保育管理や特定外来生物等が敷地内で繁茂しないように適 宜駆除を行うなど、適切な維持管理を行う。

(6) 供給処理計画

供給処理施設計画の概要は、表 2.3 に示すとおりである。

表 2.3 供給処理施設計画の概要

施設種類	用途	備考(想定)
空気熱源ヒートポンプチラー	供用時の各施設への熱供給	・約 138 台を想定
暖房及び給湯用ボイラー	供用時の各施設への熱供給	・ガス消費量:約2,000 m³/h 〔重油換算:約2,280L/h〕
自家用発電設備 (コージェネレーションシス テム)	供用時の各施設への電力供給	・発電出力が2万キロワット未満 ・ガス消費量:約1,300 m³/h 〔重油換算:約1,480L/h〕
給湯用ボイラー	供用時の MICE 施設への熱供給	・ガス消費量:約 200 m³/h 〔重油換算:約 228L/h〕
雑排水再利用施設	供用時の排水の一部を処理し、雑 用水として水洗トイレ等に再利用	最終的には下水管へ排水
雨水再利用施設	雨水を集水し、簡易ろ過を加えて 水景用の供給水、潅水(草木への散 水等)に利用	最終的には下水管へ排水

(a) エネルギー計画

(ア) エネルギーセンター

本事業の施設で使用するエネルギーは主に電気及び都市ガスを計画しており、MICE 施設(展示場、集会場)、劇場、ミュージアム、飲食施設、宿泊施設、カジノ等で利用するエネルギー源については極力集中化を図り、区域内全域に電力供給を行うとともに、敷地A全域に熱供給を行う。エネルギーセンターを導入することによりエネルギーの一元管理を行って省エネルギーを促進する計画である。エネルギーセンターには、コージェネレーションシステム等の省エネルギーシステムを導入する計画としている。

(イ) 自然エネルギー利用

夢洲1区(「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く)やMICE 施設等において太陽光発電設備の導入を積極的に行う計画である。なお、夢洲1区における太陽光発電設備の具体的な利用範囲・面積は、大阪府・大阪市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議により決定される。

(ウ) 非常時のエネルギー自立対策

電力・ガス等のインフラ途絶時に備え、非常用発電機にて施設内で必要な電力を供給し、帰宅困難者が最低3日間安全に滞在できる避難所を提供することめざす。

(b) 水処理計画

上水道及び工業用水を利用するとともに、雑排水の再生利用を図る計画である。

また、公共下水道へ排水する計画であるが、汚水に関しては下水排水量に制限があるため、汚水貯留槽による一時貯留及び時間差排水を計画する。雨水に関しては、排水抑制義務はないが、敷地内において再利用を計画する。これらの導入によりインフラ負荷軽減に配慮することとしている。

(7) 交通計画

(a) 施設へのアクセス

施設へのアクセスは、表 2.4 に示すとおりである。大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の 導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐車場 料金のダイナミックプライシングにより公共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極力抑制す る計画である。

また、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響を低減させる計画である。

交通手段 輸送機能の内容 来場者数 (人/日) 繁忙期・休日・大規模イベント開催時の自家用車需要に対 平日:約9,600 自家用車 応する駐車場をIR区域内に確保する。 休日:約15,800 平日:約2,800 タクシー タクシー乗り場を I R 区域内に整備する。 休日:約4,500 大阪メトロ中央線に乗り入れる鉄道新線の駅が、IR区 平日:約39,100 鉄 道 休日:約51,700 域に隣接して整備される。 平日:約18,000 駅シャトルバス・ 長距離バス バス (シャトルバス等) ターミナルをIR区域内に整備す 休日:約24,800 平日:約7,800 貸切・送迎バス 休日:約12,800 平日:約 800 船舶 海上アクセス拠点をIR区域内に整備する。 休日:約1,100

表 2.4 来場者の施設へのアクセス

(b) 施設関連車両の走行ルート

施設関連車両の主要走行ルートは、図2.5に示すとおりである。

(c) 事業計画地周辺の主要な交差点における交通処理検討

図 2.5 に示した事業計画地周辺の主要な交差点(施設関連車両が最も集中する交差点)における交差点需要率の検討の結果は表 2.5 に示すとおりであり、本事業による交通処理上の支障は生じない。

交差点	交差点需要率		
父左点	平日	休 日	
舞洲東	0. 438	0. 470	
咲洲トンネル西	0. 451	0. 433	

表 2.5 事業計画地周辺の主要な交差点における交差点需要率

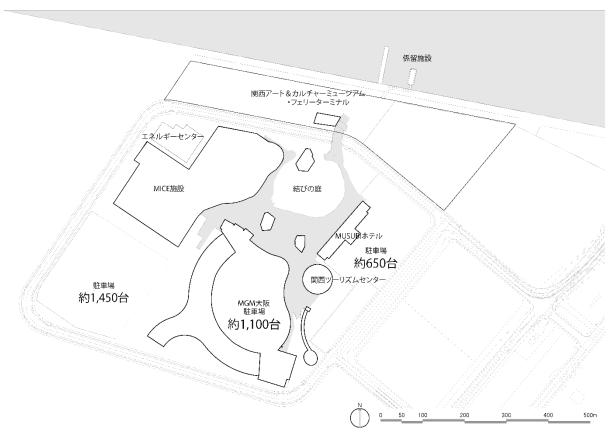
⁽注) 交差点需要率とは、単位時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対し、実際に流入する交通量の比率のこと。一般的に信号制御を考慮した 0.9 が円滑な交通処理が出来る判断基準とされている。



図 2.5 施設関連車両の主要走行ルート及び交差点需要率を検討した交差点

(d) 駐車場整備計画

施設内の駐車場については、来場者想定に基づいた自家用車の時間帯別交通量及び滞在時間を考慮して、駐車場の位置・台数等は図2.6に示す計画とした。



(注) 駐車場台数は、現時点での計画であり、今後の計画調整等により配分を変更することがある。

図 2.6 駐車場の位置・台数等

(e) 船舶運航計画

事業計画地北側に、浮桟橋(延長:約40m)とその西に約90mの防波堤(総称して「係留施設」という。)を計画している。船舶の運航先は、関西国際空港や大阪の臨海部などを想定しており、運航経路、発着回数、運航時間等の詳細については今後検討し、決定する。

3. 対象事業の実施状況

本体工事の想定工事工程は、表 3.1 に示すとおりであり、2024 年(令和 6 年) 10 月から着手した。 本報告書における報告対象期間(令和 6 年度)においては、準備工事を実施しており、具体的には、 測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電気・通信・上水・排水)等を実施 した。

なお、公共下水道整備については、2024年(令和6年)12月より利用可能となっている。公共下水道整備前においては、測量工、配管工等の排水が発生しない工事を実施するとともに、し尿については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出した。また、公共下水道整備後においては、工事排水及びし尿については下水道へ排水している。

表 3.1 本体工事の想定工事工程

着工年数 工事内容	2024年度 (令和 6 年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
準備工事							
建設工事							
太陽光発電施設工事							

(注) 1. : 本報告書における報告対象である工事着手前調査の調査時期(2024年(令和6年)5月) 2. : 本報告書における報告対象期間(2024年(令和6年)10月~2025年(令和7年)3月)

4. 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

本事業に係る事後調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、評価の指針に照らして本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること等により、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。なお、工事の着手前に、本事業計画地及びその周辺の鳥類の飛来状況、陸域動物(重要種)の生育状況、陸域植物(重要種)の生育状況について確認をすることとした。

事後調査計画書に記載した事後調査の項目は、表 4.1 に示すとおりであり、本報告書における報告対象項目については、工事着手前調査の陸域動物及び陸域植物、工事期間中調査の建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数、水質、廃棄物・残土である。なお、水質については、公共下水道整備前は排水が発生する工事は実施せず、工事排水の雨水管による海域への排水はなかったことから、調査は実施していない。具体的には、公共下水道整備前においては、測量工、配管工等の排水が発生しない工事を実施するとともに、し尿については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出した。

事後調査計画書に記載した事後調査の方法は、表 4.2 に示すとおりである。なお、事後調査の内容 (調査項目、調査手法、調査地点・範囲、調査時期・頻度)は、建設工事については工事の進捗状況、 発生交通の状況等を、また、施設の利用については供用時の周辺状況を踏まえて、適宜見直しを行 う。

環境影響要因		調査項目	調査内容			
工事着手前		陸域動物	鳥類の飛来状況の確認			
		陸域動物、陸域植物	動物 (重要種) の生息状況、植物 (重要種) の生 育状況の確認			
		建設機械の稼働状況・ 工事関連車両の台数	種類・型式別の稼働台数・稼働時間等			
建	建設機械の稼働	水 質2)	工事排水・工事中のし尿			
設工事		騒音・振動	建設作業騒音・振動			
事	工事関連車両の走行	騒音・振動	道路交通騒音・振動・交通量			
	土地の改変	廃棄物・残土	種類別発生量・排出量(有効利用量・処分量)			
		騒 音	コンサート・花火に伴う騒音			
施設	施設の供用	廃棄物	種類別発生量・排出量(有効利用量・処分量)			
の利用		地球環境	CO ₂ 排出量 (空調設備等の稼働、施設関連車両の走行)			
	施設関連車両の走行	騒音・振動	道路交通騒音・振動・交通量			

表 4.1 事後調査計画書に記載した事後調査の項目

⁽注) 1. 表中の網掛けをしている調査項目は、本報告書における報告対象外の項目である。

^{2.} 水質については、公共下水道整備前は排水が発生する工事は実施せず、工事排水の雨水管による海域への排水はなかったことから、調査は実施していない。

表 4.2(1) 事後調査計画書に記載した事後調査の方法(工事着手前)

i	調査項目	調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
陸域動物 · 陸域植物	鳥類の飛来状況	定点観察	事業計画地内の 4地点	工事着手前に1回	環境保全の観点から、適切な配慮がな
		直接観察	事業計画地及び その周辺 (幅 250		されていること
	陸域動物 (重要種) の生息状況	直接観察、 任意採集	m)		
	陸域植物 (重要種) の生育状況	任意調査	事業計画地及び その周辺 (幅 100 m)		

表 4.2(2) 事後調査計画書に記載した事後調査の方法(建設工事)

		==+- \u_k ⊢	⇒m - 	
調査項目・調査内容	調査手法	調査地点 ・範囲	調査時期 • 頻度	評価指針
建設機械の稼働状況・工 事関連車両の台数(種 類・型式別の稼働台数・ 稼働時間等)	工事作業日報の整理等による	事業計画地内	工事期間中	環境保全の観点から、 環境負荷の低減に配 慮された工程になっ ていること
工事排水・工事中 のし尿 ²⁾ 水 質	・「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)に定める方法・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月、環境庁告示第64)に定める方法	雨水管に接続する前の地点 (事業計画地内)	工事排水・共 用水 域)の期間 する期間 1回/月	「水質汚濁防止法」、 「排水基準を定める 省令」、「大阪府生活環 境の保全等に関する 条例」で定める水質汚 濁に係る排水基準値 以下であること
建設作業騒音・振動 ・騒音レベルの 90%レンジ上 端値(L _{A5}) ・振動レベルの 80%レンジ上 端値(L ₁₀)	・騒音 「騒音に係る環境基準 について」(平成10年9 月、環境庁告示第64号) に定める測定方法。測 定高さは地上1.2mと する。 ・振動 「振動規制法施行規 則」に定める測定方法	No.1 地点(事業計画地境界上)、No.6 地点(事業計画地周辺(舞洲))の2地点	工事最盛期 平日1日 工事実施時間帯	・騒音 ・騒音 ・騒音 ・展音 ・規定 ・規定 ・規定 ・関連 ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き ・大き
道路交通騒音・振動・交通量 ・等価騒音レベル(L _{Aeq}) ・振動レベルの 80%レンジ上 端値(L ₁₀) ・交通量	・騒音 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に定める測定方法。測定高さは地上1.2mとする。 ・振動 「振動規制法施行規則」に定める測定方法。 ・交通量 交通量を目視により計数する。	No. 2 地点、No. 3 3 地点、No. 5 地点の3地点 (事業計画地 周辺)	工事最盛期 平日1日 工事実施時間帯	・騒音 騒音に係る環境基準の基準値(No.2~3地点は昼間:70デシベル、夜間:65デシベル、No.5地点は昼間:65デシベル、夜間:60デシベル)以下であること・振動路度(No.2~3、5地点は昼間:70デシベル)以下であること
廃 乗 出量(有効利用 物 ・ 量・処分量) 残 土	工事作業日報の整理等に よる	事業計画地内	工事期間中	環境保全の観点から、 発生量・排出量の抑制 及び適切なリサイク ル・リユース・処理が なされていること

- (注) 1. 表中の網掛けをしている調査項目は、本報告書における報告対象外の項目である。 2. 水質については、公共下水道整備前は排水が発生する工事は実施せず、工事排水の雨水管による海域への排水はなかったことから、調査は実施していない。

表 4.2(3) 事後調査計画書に記載した事後調査の方法(施設の利用)

調	査項目・調査内容	調査手法	調査地点 ・範囲	調査時期 ・頻度	評価指針
音	コンサート・花火 に伴う騒音 ・騒音 レベルの 90% レンジ上 端値(<i>L</i> _{A5}) ・等価騒音レベル (<i>L</i> _{Aeq})	「騒音に係る環境 基準について」(平成10年9月、環境 庁告示第64号)に 定める測定方法。 測定高さは地上 1.2mとする。	No.6地点(事業計画地点(事業計画地点(事業の主題の主題の主題の主題の主題を表記の主題を表記の主題を表記の主題を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	供用後のコンサート・花火の開催時 各1回年間の計画等を踏まえて適切な日を選定する。	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること
廃棄物	種類別発生量・排 出量(有効利用 量・処分量)	記録台帳の整理等による	事業計画地内	供用後の1年間	環境保全の観点から、発生量・排出量 の抑制及び適切な リサイクル・処理が なされていること
地球環境	CO ₂ 排出量(空調 設備等の稼働、施 設関連車両の走 行)	電気、ガス、水道等の使用実績、施設関連車両の実績の整理等による	事業計画地内及びその周辺	供用後の1年間	環境保全の観点から、CO ₂ 排出量抑制の 適切な配慮がなさ れていること
騒音・振動	道路交通騒音・振動・交通騒音 レベル (L _{Aeq}) ・振動 レベルの 80% レンジ 端値 (L ₁₀) ・交通量	・騒 「境て月第る定 1.振 「行る交よ 1.振 した を 増した 目する 1.振 した を 1. を 1	No.2~5地点の4 地点(事業計画地 周辺)	供用後の平日・休日 各1日	・騒騒基 2 間夜ル間夜ルと振道要 3 間夜ル間夜ル間夜ルと振道要 3 間夜ル間夜ルと振道要 3 間夜ル間夜ルと振道要 3 間夜ル間夜ルと振道要 3 間夜ルである 乗(No. 昼、べ昼、べる 動 2 はルジデ点べかる 動 2 はルジデある で が が で が が が が が が が が が が が が が が が

⁽注)表中の網掛けをしている調査項目は、本報告書における報告対象外の項目である。

5. 対象事業に係る事後調査の結果

5.1 工事着手前調査

5.1.1 陸域動物

(1) 調査概要

陸域動物の調査項目等は、表 5.1.1 に示すとおりである。事業計画地及びその周辺における鳥類の 飛来状況及び陸域動物(重要種)の生息状況を把握するため、現地調査を実施した。調査方法の詳細 は、表 5.1.2 に示すとおりである。

表 5.1.1 工事着手前調査の概要(陸域動物)

Ī	周査項目	調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
陸域動物	鳥類の飛来 状況 陸 域 動 物 (重要種) の生息状況	定点観察 直接観察 直接観察、 任意採集	事業計画地内の4地点 (図5.1.1参照) 事業計画地及びその周 辺(幅250m) (図5.1.1参照)	工事着手前に1回 事業計画地内: 令和6年5月19日(日) 事業計画地外: 令和6年5月25日(土)	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること

表 5.1.2 調査方法の詳細

調査範囲	調査方法
事業計画地及 びその周辺 (幅 250m)	定点観察(4地点) 事業計画地及びその周辺の陸域に設定した定点において、満潮と干潮を 含む時間帯に複数回の観察を行い、出現する鳥類の種名及び個体数を記 録した。
	直接観察 事業計画地及びその周辺の陸域を任意に踏査し、出現する鳥類の種名を 記録した。 繁殖期前期及び繁殖期後期の調査においては、営巣場所調査を実施し、 事業計画地及びその周辺の陸域における鳥類の営巣状況を把握した。
	任意調査(フィールドサイン法) 事業計画地及びその周辺の陸域を任意に踏査し、糞や足跡等の痕跡、出現する動物(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類)を確認し、重要な種については個体数、確認状況及び確認位置を記録した。 任意採取法(直接観察法) 事業計画地及びその周辺の陸域を任意に踏査し、出現する昆虫類を確認
	事業計画地及びその周辺

⁽注) 重要な種の選定基準は、表 5.1.3 に示すとおりである。

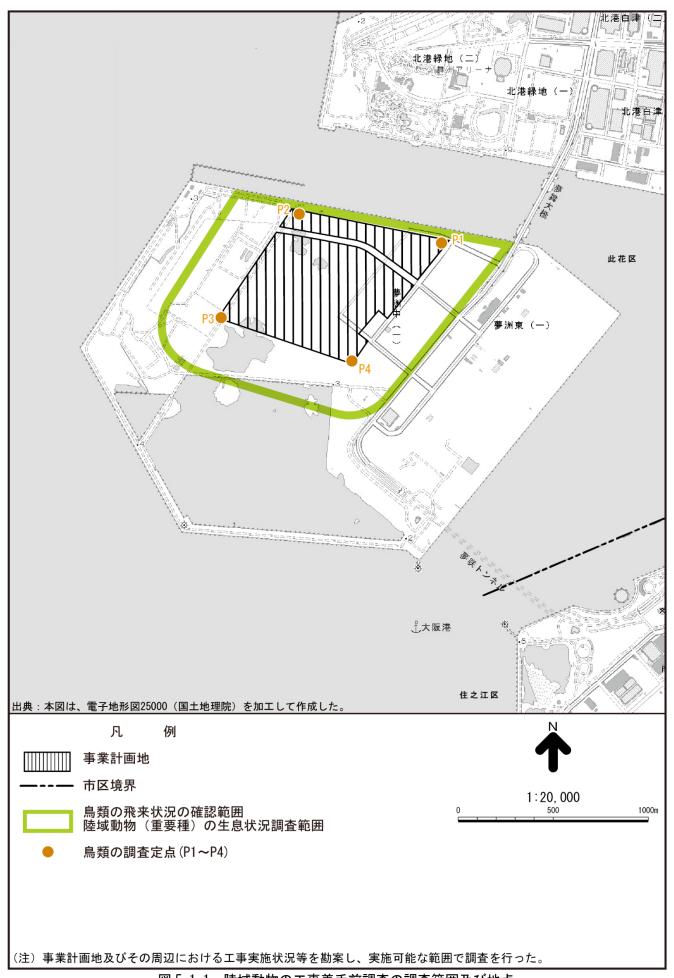


図 5.1.1 陸域動物の工事着手前調査の調査範囲及び地点

表 5.1.3 重要な種の選定基準

No.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
		文化財保護法(昭和25年法律第214号)	特:特別天然記念物 天:国指定天然記念物
1	文化財	大阪府文化財保護条例(昭和44年条例第5号)	府:府指定天然記念物
		大阪市文化財保護条例(平成11年条例第5号)	市:市指定天然記念物
2	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律(平成4年法律第75号)	国内:国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	国 RL	環境省レッドリスト 2020(環境省、令和 2 年 3 月)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 I 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域 個体群
4	府 RL	大阪府レッドリスト 2014 (大阪府、平成 26 年 10 月)	EX: 絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
\$	近畿	鳥類のみ:「近畿地区・鳥類レッドデータブックー絶滅危惧種判定システムの開発」(江崎保男、和田岳編著、平成14年3月)	〔評価個体群の区分〕 繁殖:繁殖個体群 越冬:越冬個体群 夏季:夏季滞在個体群 通過:通過個体群 〔カテゴリー〕 ランク1:危機的絶滅危惧種 2:絶滅危惧種 3:準絶滅危惧種 注:要注目種

(2) 調査結果

(a) 鳥類の飛来状況

工事着手前調査では、表 5.1.4 に示すとおり 16 科 22 種の鳥類が確認された。調査区域別では、事業計画地内で 21 種、事業計画地外で 19 種であった。

調査範囲が埋立地であることを反映し、チドリ目が7種(約32%)と比較的高い割合を占めていた。乾生草本が生育している場所ではヒバリ、セッカ等が多く確認された。水路沿いや雨水由来の水たまりでは、カルガモや、アオサギ等の水鳥が確認された。

繁殖の兆候が見られた種は、ケリ、ムクドリ、ヒバリ及びセッカの4種であり、ヒバリについては 営巣が確認された。また、事業計画地内において水鳥類の卵が確認されたが、種の同定には至ってい ない。確認状況から、巣である可能性は低いものと考えられる。

なお、巣及び卵の確認状況については、本事業の工事が実施される前に大阪市による液状化対策工

事が進められていることから、大阪市に情報提供を行っており、大阪市により施工業者の立入制 限による環境保全措置が実施された。

表 5.1.4 鳥類確認種

No.	目名	科名	種名	渡り	事業計	事業計
100.	日相	171	/里/口	区分	画地内	画地外
1	カモ目	カモ科	カルガモ	留鳥	13	2
2	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)	留鳥	10	
3	カツオドリ目	ウ科	カワウ	留鳥	1	1
4	ペリカン目	サギ科	アオサギ	留鳥	2	1
5			ダイサギ	留鳥	1	
6	チドリ目	チドリ科	ケリ	留鳥	18	3
7			コチドリ	夏鳥	2	
8			シロチドリ	留鳥	8	3
9		シギ科	チュウシャクシギ	旅鳥	3	1
10			アオアシシギ	旅鳥		1
11		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	旅鳥	2	2
12		カモメ科	コアジサシ	夏鳥	2	2
13	タカ目	タカ科	トビ	留鳥	1	1
14	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	留鳥	2	1
15			ハシブトガラス	留鳥	15	2
16		ヒバリ科	ヒバリ	留鳥	38	5
17		ツバメ科	ツバメ	夏鳥	19	4
18		セッカ科	セッカ	留鳥	24	4
19		ムクドリ科	ムクドリ	留鳥	69	36
20		スズメ科	スズメ	留鳥	15	9
21		セキレイ科	ハクセキレイ	留鳥	3	3
22			セグロセキレイ	留鳥	2	1
	7 目	16科	22 種	_	21 種	19 種

⁽注) 1. 分類及び配列は、「日本鳥類目録改訂第7版」(日本鳥学会、平成24年9月)に準拠した。 2. 渡り区分は、「日本鳥類目録改訂第7版」(日本鳥学会、平成24年9月)の記載を基本とし、現地調査による確認状況を踏まえ設定した。

(b) 陸域動物 (重要種) の生息状況

重要な種の選定基準に該当する種として、表 5.1.5~表 5.1.7 に示す 13 種の重要な種(鳥類 9 種、両生類 1 種、昆虫類 3 種)が確認された。重要種の確認状況は、表 5.1.8 に示すとおりである。

鳥類は、事業計画地内でケリ、コチドリ、シロチドリ、チュウシャクシギ、ツバメチドリ、コアジサシ、ヒバリ及びセッカの8種、事業計画地外でケリ、シロチドリ、チュウシャクシギ、アオアシシギ、ツバメチドリ、コアジサシ、ヒバリ及びセッカの8種が確認された。

両生類は、事業計画地内でトノサマガエル1種が確認され、事業計画地外では重要種は確認されなかった。

昆虫類は、事業計画地内でコオイムシ及びコガムシの2種、事業計画地外でコオイムシ及びケシゲンゴロウの2種が確認された。いずれも湿性環境での確認であった。

No.	目 名	科 名	種名	渡り 区分	確認 事業 計画	例数 事業 計画		重要な	よ種の選	建定基準	
				, ,,	地内	地外	1	2	3	4	5
1	チドリ目	チドリ科	ケリ	留鳥	18	3			DD	NT	
2			コチドリ	夏鳥	2					NT	ランク 3
3			シロチドリ	留鳥	8	3			VU	VU	ランク 3
4		シギ科	チュウシャクシギ	旅鳥	3	1				NT	ランク 3
5			アオアシシギ	旅鳥		1				VU	ランク 3
6		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	旅鳥	2	2			VU	CR+ EN	ランク 2
7		カモメ科	コアジサシ	夏鳥	2	2			VU	CR+ EN	ランク 2
8	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	留鳥	38	5				NT	
9		セッカ科	セッカ	留鳥	24	4				NT	
種数	2 目	6科	9種	- (日本白)	8種	8種	0種	0種	4種	9種	6種

表 5.1.5 現地調査で確認された重要な種(鳥類)

表 5.1.6 現地調査で確認された重要な種(両生類・爬虫類)

					確認例数		重要な種の選定基準			
No.	目 名	科 名	種名	事業計 画地内	事業計 画地外	1	2	3	4	
1	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	1				NT	NT	
種数	1 目	1科	1種	1種	0種	0種	0種	1種	1種	

⁽注) 1. 分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(河川環境データベース、令和6年10月) に準拠した。

表 5.1.7 現地調査で確認された重要な種(昆虫類)

				確認	例数	重	要な種の	の選定基	達
No.	目 名	科 名	種名	事業計 画地内	事業計 画地外	1	2	3	4
1	カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	コオイムシ	6	5			NT	NT
2	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ		10			NT	NT
3		ガムシ科	コガムシ	4				DD	NT
種数	2 目	3科	3種	2種	2種	0種	0種	3種	3種

⁽注) 1. 分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(河川環境データベース、令和6年10月)に準拠した。

⁽注) 1. 分類及び配列は「日本鳥類目録改訂第7版」(日本鳥学会、平成24年9月)に準拠した。

^{2.} 重要な種の選定基準は、表 5.1.3 に示すとおりである。

^{2.} 重要な種の選定基準は、表 5.1.3 に示すとおりである。

^{2.} 重要な種の選定基準は、表 5.1.3 に示すとおりである。

表 5.1.8(1) 重要な種の確認状況

	確認種	写 真	確認状況
	ケリ		・事業計画地内で18例、事業計画地外で3例確認された。 ・確認環境は草地及び砂礫地で上空又は地上で確認された。排他行動が確認された。
	コチドリ		・事業計画地内で2例確認された。 ・確認環境は草地及び砂礫地で、いずれも地上で採餌中の個体が確認された。
鳥 類	シロチドリ		・事業計画地内で8例、事業計画地 外で3例確認された。 ・確認環境は砂礫地で、いずれも地 上で確認された。
	チュウシャクシギ	写真なし	・事業計画地内で3例、事業計画地外で1例確認された。 ・確認環境は草地で、飛翔中の個体が確認された。本種は旅鳥であり、渡り途中で飛来したものと考えられる。
	アオアシシギ	写真なし	・事業計画地外で1例確認された。 ・遠方での確認であった。本種は旅 鳥であり、渡り途中で飛来した ものと考えられる。
	ツバメチドリ	写真なし	・事業計画地内で2例、事業計画地外で2例確認された。・確認環境は草地で、飛翔中の個体が確認された。
	コアジサシ	¥	・事業計画地内で2例、事業計画地外で2例確認された。 ・確認環境は草地及び砂礫地で、いずれも飛翔中の個体が確認された。

表 5.1.8(2) 重要な種の確認状況

	確認種	写 真	確認状況
鳥類	ヒバリ		 事業計画地内で38例、事業計画地外で5例確認された。 確認環境は草地及び砂礫地で、上空又は地上で確認された。今回の調査では本種の営巣地が確認され、事業計画地内での繁殖が確認されている。
	セッカ	写真なし	・事業計画地内で24例、事業計画 地外で4例確認された。 ・確認環境は草地で、飛翔中の個 体及び鳴き声が確認された。
両生類	トノサマガエル		・事業計画地内で1例確認された。 ・確認環境は水路である。
	コオイムシ		・事業計画地内で6例確認され、 事業計画地外で5例確認された。・確認環境は水路及び雨水由来の 湿性の環境で、成虫、幼虫のいずれも確認された。
昆虫類	ケシゲンゴロウ		・事業計画地外で 10 例確認された。 ・確認環境は雨水由来の池である。
	コガムシ		・事業計画地内で4例確認された。 ・確認環境は水路である。

5.1.2 陸域植物

(1) 調査概要

陸域動物の調査項目等は、表 5.1.9 に示すとおりである。事業計画地及びその周辺における鳥類の 飛来状況及び陸域動物(重要種)の生息状況を把握するため、現地調査を実施した。調査方法の詳細 は、表 5.1.10 に示すとおりである。

表 5.1.9 工事着手前調査の概要 (陸域動物)

Ē	調査項目	調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
陸域植物	陸 域 植 物 (重要種) の生育状況	任意調査	事業計画地及びその周辺(幅 100m) (図 5.1.2 参照)	工事着手前に1回 事業計画地内: 令和6年5月19日(日) 事業計画地外: 令和6年5月25日(土)	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること

表 5.1.10 調査方法の詳細

調査項目	調査範囲	調査方法
陸域植物(重 要種)の生育 状況	事業計画地及 びその周辺 (幅 100m)	任意調査 事業計画地及びその周辺の陸域を任意に踏査し、出現する植物を確認 し、重要な種については個体数、確認状況及び確認位置を記録するとと もに、写真を撮影した。

⁽注) 重要な種の選定基準は、表 5.1.11 に示すとおりである。

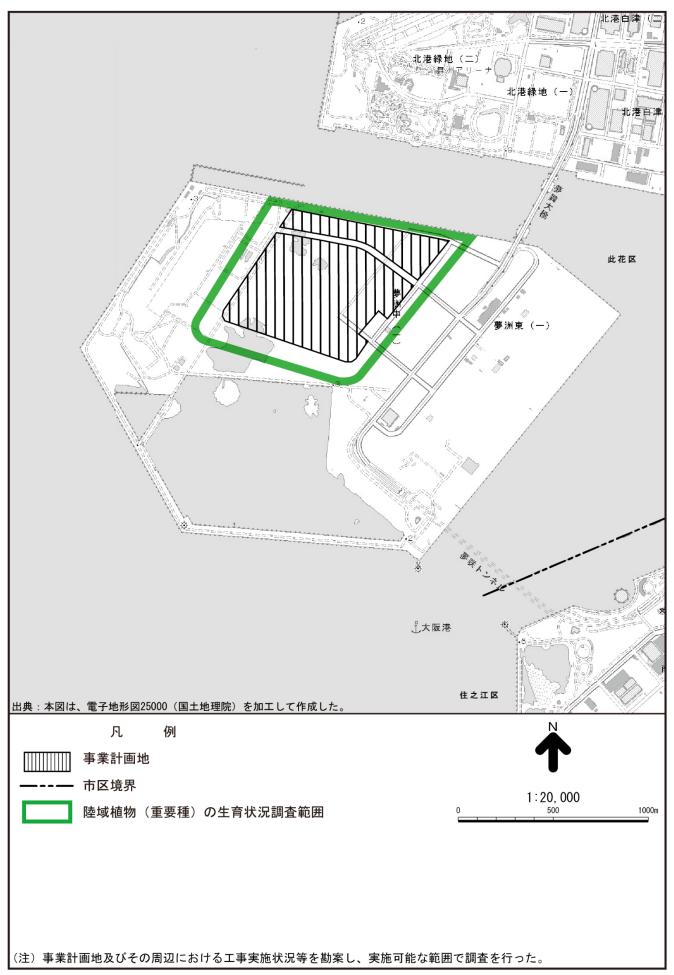


図 5.1.2 陸域植物の工事着手前調査の調査範囲及び地点

表 5.1.11 重要な種の選定基準

No.	略称	法律・条令、文献等	選定基準となる区分
		文化財保護法(昭和25年法律第214号)	特:特別天然記念物 天:国指定天然記念物
1	文化財	大阪府文化財保護条例(昭和44年条例第5号)	府:府指定天然記念物
		大阪市文化財保護条例(平成11年条例第5号)	市:市指定天然記念物
2	保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する 法律(平成4年法律第75号)	国内:国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	国 RL	環境省レッドリスト 2020(環境省、令和2年3月)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 I類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域 個体群
4	府 RL	大阪府レッドリスト 2014 (大阪府、平成 26 年 10 月)	EX: 絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
(5)	近畿	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿 2001-」(レッドデータブック近畿研究会、平成 13 年 8 月)	絶滅: 絶滅種A : 絶滅危惧種AB : 絶滅危惧種BC : 絶滅危惧種C準 : 準絶滅危惧種

(2) 調査結果

重要な種の選定基準に該当する種として、表 5.1.12 に示す 4種の重要な種が確認された。重要種 の確認状況は、表 5.1.13 に示すとおりである。

重要種は、事業計画地内でツツイトモ、ヒルムシロ属の一種(ツツイトモの可能性が高い)、ミコ シガヤ、コギシギシ及びカワヂシャの4種、事業計画地外でツツイトモ1種が確認された。いずれも 湿性環境での確認であった。

なお、今回の調査で確認された重要な種の確認状況については、本事業の工事が実施される前に大阪 市による液状化対策工事が進められていることから、大阪市に情報提供を行っており、大阪市によ り移植等の環境保全措置が実施された。

表 5.1.12 現地調査で確認された重要な種(植物相)

27			在 A	確認例数 重要な種の選定基					定基準	
No.	目名	科名	種名	事業計 画地内	事業計 画地外	1	2	3	4	⑤
1	オモダカ目	ヒルムシロ科	ツツイトモ	2	1			VU		
_			ヒルムシロ属の一種	2				VU		
2	イネ目	カヤツリグサ科	ミコシガヤ	11					NT	С
3	ナデシコ目	タデ科	コギシギシ	15				VU	NT	
4	シソ目	オオバコ科	カワヂシャ	222				NT	NT	準
_	4 目	4 科	4種	4種	1種	0種	0種	4種	3種	2種

⁽注) 1. 分類及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(河川環境データベース、令和5年12月) に準拠 した。

^{2.} 重要な種の選定基準は、表 5.1.11 に示すとおりである。 3. ヒルムシロ属の一種は、ツツイトモの可能性が高い。重要な種の選定基準は、ツツイトモのものを示してい

表 5.1.13 重要な種の確認状況

	確認種	写 真	確認状況			
	ツツイトモ		・事業計画地内で2例、事業計画 地外で1例確認された。 ・確認環境は水路内及び雨水由来 の池である。			
	ヒルムシロ属の一種		・事業計画地内で2例確認された。開花個体が確認できず、断定に至っていない。 ・確認環境は水路で、接続している水路及びその周辺でツツイトモが確認されていることから、ツツイトモである可能性が高い。			
植物相	ミコシガヤ		・事業計画地内で 11 例確認された。 ・確認環境は雨水由来の湿性の環境である。			
	コギシギシ		・事業計画地内で 15 例確認された。 ・確認環境は水路周辺である。			
	カワヂシャ		・事業計画地内で 222 例確認された。 ・確認環境は水路周辺及び雨水由来の湿性の環境である。			

5.2 工事期間中調査

5.2.1 建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数

(1) 調査概要

建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数の調査項目等は、表 5.2.1 に示すとおりである。事業計画地内における建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数を把握するため、工事作業日報の整理等による調査を実施した。

表 5.2.1 工事期間中調査の概要 (建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数)

調査項目・調査内容	調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
建設機械の稼働状況・工 事関連車両の台数(種類・ 型式別の稼働台数・稼働 時間等)	工事作業日報の 整理等による	事業計画地内	工事期間中 令和6年10月~ 令和7年3月	環境保全の観点から、環境負荷の低減 に配慮された工程 になっていること

(2) 調査結果

(a) 建設機械の稼働状況

本調査対象期間中の月あたりの建設機械の稼働状況は、表 5.2.2 に示すとおりである。

本調査対象期間中の建設機械台数は、予測延べ台数 60,302 台に対して 2,670 台(約 4.4%)、稼働時間は予測延べ時間 254,353 時間に対して 10,977 時間(約 4.3%)であった。

本調査対象期間中は、測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電気・通信・ 上水・下水・排水)等の準備工事を実施しており、主な稼働建設機械は、バックホウ、ダンプトラック等となっている。

(b) 工事関連車両の台数

本調査対象期間中の月あたりの工事関連車両の台数は、表5.2.3に示すとおりである。

本調査対象期間中の工事関連車両の台数は、予測延べ台数 80,102 台に対して 3,354 台(約 4.2%)、通勤車両台数は、予測延べ台数 10,824 台に対して 8,861 台(約 81.9%)であった。

本調査対象期間中の主な工事関連車両は、ダンプトラックや生コン車等となっている。

(c) 工事関連船舶の便数

本調査対象期間中の月あたりの工事関連船舶の便数は、表 5.2.4 に示すとおりである。本調査対象期間中においては、工事関連船舶は使用していない。

表 5.2.2 建設機械の稼働状況(令和6年度)

÷				令和	6年				令和7年 令和6年10月~					0 日 ∼	環境影響評価書にお		
主な工事種			月	11	月	12	月	1	月	2,	月	3,	月	令和7年3		ける着工後 月までの合	
事種別	建設機械	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)	台数	稼働 時間 (時間)
	ブルドーザー15t以下	0	0	8	56	11	44	11	88	0	0	0	0	30	188	0	0
	ブルドーザー21~32t以下	0	0	0	0	0	0	0	0	7	33	12	36	19	69	1, 584	10, 368
	バックホウ0.15m³以下	0	0	27	136	24	57	24	45	28	175	41	192	144	605	_	_
	バックホウ0.25~0.6m³	0	0	53	229	84	319	168	709	134	679	195	915	634	2, 851	9, 108	57, 132
	バックホウ0.7~1.2m³	1	8	2	8	11	44	0	0	0	0	0	0	14	60	9, 834	61, 686
	タイヤショベル0.6m³	0	0	7	10	7	11	7	15. 5	10	15	10	32	41	83. 5	_	_
	クローラークレーン80t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	770
	クローラークレーン150 t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220	1, 283
	ラフタークレーン45t以下	1	8	10	88	27	216	41	328	19	152	20	160	118	952	3, 718	22, 308
	ラフタークレーン50~60t	0	0	0	0	0	0	2	16	1	8	0	0	3	24	1,034	6, 204
	ラフタークレーン70t	0	0	0	0	0	0	2	16	0	0	0	0	2	16	220	1, 320
準	フォークリフト3t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	440	2, 288
備	発電機100kVA以下	4	32	56	480	68	584	57	494	47	394	10	80	242	2,064	1,056	8, 448
	発電機150kVA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	1,056
I	自走式土質改良機	0	0	2	8	11	44	0	0	0	0	0	0	13	52	0	0
事	散布車	0	0	2	8	11	44	0	0	0	0	0	0	13	52	_	_
	振動コンバインドローラ2.5t	0	0	7	8. 5	12	16.5	17	31	17	45	16	36	69	137	_	-
	振動コンバインドローラ4t	0	0	4	4. 5	15	29	10	18	26	62. 5	22	57	77	171	0	0
	タイヤローラ10t	0	0	0	0	11	15	30	32	11	28	18	58	70	133	_	_
	タイヤローラ20t	0	0	2	4	2	8	0	0	0	0	0	0	4	12	0	0
	コンクリートポンプ車115-125m³/h	0	0	0	0	2	16	2	16	1	8	1	8	6	48	0	0
	生コン車4.4m³	0	0	26	13	70	78	59	83	37	34	13	37	205	245	1, 452	726
	ダンプトラック8 t 未満	0	0	108	480	210	822	170	611	108	192	118	201	714	2, 306	14, 366	3, 592
	ダンプトラック8~10 t	0	0	10	29	48	128	43	74	51	204	84	345	236	780	15, 686	6, 7635
	トレーラー25t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	33
	コンプレッサー	0	0	5	40	6	48	3	24	2	16	0	0	16	128	1, 056	8, 448
	全旋回ジャッキ3000mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132	1,056
	計	6	48	329	1,602	630	2, 523. 5	646	2, 600. 5	499	2, 045. 5	560	2, 157	2, 670	10, 976. 5	60, 302	254, 353

⁽注) 「一」は、環境影響評価書で想定した建設機械にないことを示す。

表 5.2.3 工事関連車両の台数(令和6年度)

	4	令和6年		,	令和7年		令和6年10月~	環境影響評価書
工事関連車両	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	令和7年3月の 合計	における着工後 1~6ヵ月まで の合計
	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
ダンプトラック 8 t 未満	3	68	162	215	288	141	877	14, 366
ダンプトラック 8~15 t 未満	6	297	375	415	309	333	1, 735	55, 220
トレーラー25 t	0	6	4	0	0	4	14	132
生コン車 4.4m³	0	26	134	111	72	22	365	3, 630
コンクリートポンプ車 115- 125m³/h	0	0	3	4	2	2	11	0
ラフタークレーン 25 t 以下	1	12	34	76	35	34	192	3, 916
ラフタークレーン 60 t	0	0	0	4	2	0	6	1, 232
ラフタークレーン 70 t	0	0	0	4	0	0	4	0
その他車両	0	0	88	2	0	60	150	1,606
工事関連車両 合計	10	409	800	831	708	596	3, 354	80, 102
通勤車両 普通車	130	738	1,516	1,897	2,082	2, 498	8, 861	10, 824
通勤車両 中型バス	0	0	0	0	0	0	0	_
通勤車両 大型バス	0	0	0	0	0	0	0	_
通勤車両 合計	130	738	1, 516	1, 897	2, 082	2, 498	8, 861	10, 824

⁽注) 「一」は、環境影響評価書で想定した工事関連車両にないことを示す。

表 5.2.4 工事関連船舶の便数(令和6年度)

	令和6年			令和7年			令和6年10月~	環境影響評価書 における着工後	
船種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和7年3月の 合計	1~6ヵ月まで の合計	
	(便)	(便)	(便)	(便)	(便)	(便)	(便)	(便)	
曳 船	0	0	0	0	0	0	0	1, 584	
土運船又は台船	0	0	0	0	0	0	0	1, 584	
クレーン船	0	0	0	0	0	0	0	1,056	
工事関連船舶 合計	0	0	0	0	0	0	0	4, 224	

(d) 建設機械等からの大気汚染物質排出量

本調査対象期間中における月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量については、表 5.2.5 に示すとおりであり、対象発生源は、事業計画地内で稼働する建設機械等(工事区域を走行するダンプトラック、資材搬入のトラック及びトレーラーを含む)とした。建設機械等の稼働により発生する排出ガスについては、環境影響評価書で窒素酸化物(NOx)及び浮遊粒子状物質(SPM)の月別の大気汚染物質排出量を算出した。

本調査対象期間中の建設機械等からの大気汚染物質排出量は、連続する6ヵ月間において、窒素酸化物 (NOx) が環境影響評価書における着工後 $1\sim6$ ヵ月までの合計値(50,452m³)の4.3%、浮遊粒子状物質 (SPM) が環境影響評価書における着工後 $1\sim6$ ヵ月までの合計値(2,870kg)の4.3%となっている。

表 5.2.5 月別の建設機械等からの大気汚染物質排出量(令和6年度)

項目	単位	令和6年				令和7年	Ē	連続する6ヵ月間の大気汚染物質排	環境影響評価書に おける着工後1~
切口 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平江	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	出量の合計	6ヵ月までの合計
NOx	m^3	8	308	552	531	372	420	2, 191	50, 452
SPM	kg	0	17	31	30	21	24	123	2,870

5.2.2 廃棄物・残土

(1) 調査概要

廃棄物・残土の調査項目等は、表 5.2.6 に示すとおりである。事業計画地内における廃棄物・残土の発生量・排出量を把握するため、工事作業日報の整理等による調査を実施した。

表 5.2.6 工事期間中調査の概要 (廃棄物・残土)

調	査項目・調査内容	調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
廃棄物・残土	種類別発生量・排 出量(有効利用量・ 処分量)	工事作業日報の整理等による	事業計画地内	工事期間中 令和6年10月~ 令和7年3月	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なリサイクル・リユース・処理がなされていること

(2) 調査結果

(a) 産業廃棄物の発生量・排出量

本調査対象期間中における建設工事からの産業廃棄物の発生量及びリサイクル量については、表 5.2.7 に示すとおり、産業廃棄物発生量は392.4 t であり、本体工事期間(全体)の予測発生量(76,405t)に対して0.5%となっている。廃棄物の処分量は21.9 t、リサイクル率は94.4%であり、予測時のリサイクル率(87.3%)を上回っていた。

産業廃棄物の主なリサイクル方法は、表 5.2.8 に示すとおり、再生砕石、路盤材、アスファルト原料、石膏ボード原料、固形燃料化、エタノール化への有効利用等となっている。

(b) 残土の発生量・排出量

本調査対象期間中における残土発生量については、表 5.2.9 に示すとおりであり、本調査対象期間中においては測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電気・通信・上水・下水・排水)等の準備工事であったことから、残土は発生しなかった。なお、本体工事期間(全体)の残土の予測発生量は、1,820,000 m³である。

(c) 建設汚泥の発生量・排出量

本調査対象期間中における建設汚泥発生量については、表 5.2.10 に示すとおりであり、本調査対象期間中においては測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電気・通信・上水・下水・排水)等の準備工事であったことから、建設汚泥は発生しなかった。なお、本体工事期間(全体)の建設汚泥の予測発生量は、1,200,000m³である。

表 5.2.7 建設工事からの廃棄物発生量及びリサイクル量(令和6年度)

	令和	6年10月	~令和7年	3月	評価書における予測値(建設工事)				
種別	発生量	リサイクル率	リサイクル量	処分量	発生量	リサイクル率	リサイクル量	処分量	
	(t)	(%)	(t)	(t)	(t)	(%)	(t)	(t)	
コンクリート塊	70.0	100.0	70.0	0.0	35, 786	99. 3	35, 535	251	
アスファルト・コ ンクリート塊	274. 0	100.0	274. 0	0.0	4, 494	99. 5	4, 472	22	
ガラス陶磁器	0.0		0.0	0.0	2, 968	77. 1	2, 288	680	
廃プラスチック類	2. 7	70. 4	1. 9	0.8	3, 138	61.6	1, 933	1, 205	
金属くず	0.0	_	0.0	0.0	3, 138	95.8	3, 006	132	
木くず	9. 3	100.0	9. 3	0.0	4, 155	97. 0	4, 030	125	
紙くず	0.0	1	0.0	0.0	1,696	80.0	1, 357	339	
石膏ボード	0.3	100.0	0.3	0.0	3, 477	86.0	2, 990	487	
その他	0.0		0.0	0.0	7, 886	63. 2	4, 984	2, 902	
混合廃棄物	36. 1	41.6	15. 0	21. 1	9, 667	63. 2	6, 110	3, 557	
合 計	392. 4	94.4	370. 5	21. 9	76, 405	87.3	66, 705	9, 700	

表 5.2.8 産業廃棄物の主なリサイクル方法(令和6年度)

種別	主なリサイクル方法
コンクリート塊	再生砕石
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト原料、再生砕石
ガラス陶磁器	_
廃プラスチック類	固形燃料化
金属くず	_
木くず	エタノール化 (チップ化後)
紙くず	_
石膏ボード	石膏ボード原料、路盤材
その他	_
混合廃棄物	再資源化施設での処理

⁽注) 「一」は、令和6年度の発生量がないため、リサイクルもなかったことを示す。

表 5.2.9 建設工事からの残土発生量(令和6年度)

	令和6年10月~令和7年3月				環境影響	響評価書における予測値 (建設工事)
発生量	リサイクル率	島内埋戻	ル量 汚染土壌 処理施設	最終 処分量	発生量	有効利用等の方策
(m^3)	(%)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	
0		0	0	0	1, 820, 000	① 埋立地特例区域内(事業計画地を含む夢洲島内)の埋戻材として再利用を図るよう努める。② 大阪・関西万博開催期間等に、事業計画地内等(夢洲島内)から残土を搬出する場合は、汚染土壌処理施設へ搬出して処分することとなり、その処分量は最大約50万m³に及ぶ可能性がある。

表 5.2.10 建設工事からの建設汚泥発生量(令和6年度)

令和6年10月~令和7年3月				環境影響	『評価書における予測値(建設工事)
発生量	リサイクル率	リサイクル量	最終処分量	発生量	有効利用等の方策
(m^3)	(%)	(m^3)	(m^3)	(m^3)	
0	_	0	0	1, 200, 000	① 施工実施段階において、産業廃棄物処理業者(中間処理業者)の受入基準を満たす建設汚泥については、再生利用に努める。 ② 産業廃棄物処理業者(中間処理業者)の受入基準を超過した建設汚泥については、原則、全量を埋立処理施設で処分する計画としている。

6. 対象事業に係る事後調査の評価

6.1 工事着手前調査

6.1.1 陸域動物

本事業の工事着手前に実施した現地調査において生息が確認された重要な種(陸域動物)は、鳥類9種、両生類1種、昆虫類3種であった。環境影響評価書では、同時期(鳥類:繁殖期前期、両生類・昆虫類:春季)の調査で鳥類10種、両生類1種、昆虫類3種の重要な種を確認しており、今回の調査で確認された重要種とおおむね同じ種数となっている。

工事中は、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、陸域動物への影響について可能な限り低減を図る。

- ・工事計画の策定にあたっては、アースドリル掘削工法等周辺環境への影響の小さい工法の採用、 散水の実施等により、騒音・振動、粉じんによる環境影響の回避又は低減に努める。
- ・建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械の採用等により、騒音の発生 の抑制に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を 行う。また、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを防止するなど適切に対応する。夜 間工事を行う場合は、照明器具の適正配置等により、事業計画地周辺に生息する動物への影響を 可能な限り低減する。
- ・裸地を利用する鳥類の繁殖期間中に工事が予定されている区域内では、繁殖期前から営巣防止対 策を実施する。

以上より、陸域動物の生息環境は環境影響評価書における調査時と概ね同様であると考えられることから、上述の環境保全措置を講じることにより、工事の実施が陸域動物に及ぼす影響は問題ないものと評価する。

6.1.2 陸域植物

本事業の工事着手前に実施した現地調査において生育が確認された重要な種(陸域植物)は、事業計画地内ではツツイトモ、ヒルムシロ属の一種(ツツイトモの可能性が高い)、ミコシガヤ、コギシギシ及びカワヂシャの4種が、事業計画地外ではツツイトモの1種が確認されている。環境影響評価書では、重要な種5種(事業計画地内で確認されたものはカワヂシャの1種)を確認しており、今回新たに確認された重要な種はコギシギシの1種となっている。

工事中は、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、陸域植物への影響について可能な限り低減を図る。

- ・建設工事の実施にあたっては、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを防止するなど適切に対応する。
- ・夜間工事を行う場合には、照明器具の適正配置等により、事業計画地周辺に生育する植物への影響を可能な限り低減する。

以上より、陸域植物の生育環境は環境影響評価書における調査時と概ね同様であると考えられる ことから、上述の環境保全措置を講じることにより、工事の実施が陸域植物に及ぼす影響は問題ない ものと評価する。

6.2 工事期間中調査

6.2.1 建設機械の稼働状況・工事関連車両の台数

(1) 建設機械の稼働状況

本調査対象期間中の建設機械台数は 2,670 台であり、予測延べ建設機械台数 60,302 台に対して約 4.4%となっている。また、建設機械の稼働時間は、10,977 時間であり、予測延べ稼働時間 254,353 時間に対して約 4.3%となっている。建設機械の稼働状況については、延べ台数及び延べ稼働時間と もに予測数量を下回っていた。

なお、工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、 建設機械の稼働による影響を最小限にとどめるよう努めた。

- ・工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型建設機械の使用、散水の実施等により、大気汚染による環境影響の回避又は低減に努める。
- ・建設機械の稼働については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用や良質燃料の使用 等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングスト ップの励行等、適切な施工管理を行う。

以上のことから、建設機械の稼働状況については、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されているものと評価する。

(2) 工事関連車両の台数

本調査対象期間中の工事関連車両(通勤車両を含む)の台数は、12,215 台であり、予測延べ工事関連車両台数90,926 台に対して約13.4%となっており、予測数量を下回っていた。

なお、工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、 工事関連車両の走行による影響を最小限にとどめるよう努めた。

- ・工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、船舶による資材搬入等の輸送方法の工夫、運転者への適正 走行の周知徹底等を行う。また、関係機関と連携し、走行時間帯の調整等により平準化を図る。
- ・工事関連車両の主要ルートは、幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないよう、走行ルートを適切に選定する。具体的には、主として阪神高速道路と幹線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋及び夢咲トンネルを経由して事業計画地に至る経路を計画している。
- ・同時期に大阪・関西万博やインフラエ事等が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両が集 中することがないよう配慮する。
- ・工事関連車両の走行台数削減を図るため、パークアンドライドや公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送等についても計画する。
- ・事業計画地周辺では、多くの物流車両が走行しており、さらに大阪・関西万博の工事や開催時の 状況次第で、やむを得ず、夜間に搬出入及び工事を行うことも想定している。夜間工事を行う場 合には、警察、道路管理者等の関係機関と協議・調整の上、工事関連車両の制限速度の順守、空

ぶかしの防止、アイドリングストップの励行など運転者への適正走行を周知徹底する。

・夜間に建設資材等の搬入を行う場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を走行するルートの利用に努める。

以上のことから、工事関連車両の台数については、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されているものと評価する。

(3) 工事関連船舶の便数

本調査対象期間中においては、工事関連船舶は使用していない。

なお、今後の工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、工事関連船舶の運航による影響を最小限にとどめるようにする計画である。

- ・工事関連船舶は、適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を 抑制するよう関係者への周知徹底を図る。
- ・工事関連船舶の運航にあたっては航行速度の最適化により、高負荷運転時間減少に努めるよう関係者への周知徹底を図る。

以上のことから、工事関連船舶の便数については、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全 について配慮されているものと評価する。

(4) 建設機械等からの大気汚染物質排出量

本調査対象期間中に工事区域内で稼働する建設機械及び工事区域内走行車両により発生する排出 ガスについて、連続する6ヵ月間の大気汚染物質排出量は、窒素酸化物(NOx)2,191m³/年、浮遊粒 子状物質(SPM)123kg/年であり、環境影響評価書における着工後 1~6ヵ月までの合計値 (NOx:50,452m³/6ヵ月、SPM:2,870kg/6ヵ月)を下回っていた。

以上のことから、建設機械等からの大気汚染物質排出量については、環境への影響を最小限にとど めるよう環境保全について配慮されているものと評価する。

6.2.2 廃棄物・残土

(1) 産業廃棄物の発生量・排出量

本調査対象期間中の建設工事からの産業廃棄物発生量は392.4tであり、本体工事期間(全体)の予測発生量(76,405t)に対して0.5%となっており、予測数量を下回っていた。主な産業廃棄物は、アスファルト・コンクリート塊であり、発生量は274.0tとなっている。廃棄物の処分量合計は21.9t、リサイクル率は94.4%であり、予測時のリサイクル率(87.3%)を上回っていた。個別のリサイクル率については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃プラスチック類、木くず、石膏ボードのリサイクル率が予測時に設定したリサイクル率を上回っており、混合廃棄物のリサイクル率が予測時に設定したリサイクル率を上回っており、混合廃棄物のリサイクル率が予測時に設定したリサイクル率を下回っていた。混合廃棄物については、全量を再資源化施設へ搬出したが、再資源化施設において小さい不燃物と雑草の混合物等をリサイクルすることができなかった。

なお、工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、 影響を最小限にとどめるよう努めた。

- ・建設工事に伴う建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な工法の選定、 産業廃棄物の分別コンテナの設置等の措置を講じる。
- ・梱包資材の簡素化による産業廃棄物の発生抑制により、産業廃棄物の減量化に努める。
- ・使用する建設資材について、できる限りリサイクル製品を使用し、建設リサイクルの推進に寄与 するよう努める。
- ・産業廃棄物管理票の写しを確実に処理業者から受け取り、処分状況の実施報告や現地確認などを 適宜実施することで最終処分まで適正に処理されたことを確認する。
- ・その他、工事中に発生する建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な 措置を講じる。

以上のことから、産業廃棄物の発生量・排出量については、環境への影響を最小限にとどめるよう 環境保全について配慮されているものと評価する。

(2) 残土の発生量・排出量

本調査対象期間中においては、測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電 気・通信・上水・下水・排水)等の準備工事であったことから、残土は発生しなかった。

なお、今後の工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、影響を最小限にとどめるようにする計画である。

- ・事業計画地の建物地下部や基礎工事において発生する残土については、原則、島内処分を行う予 定である。
- ・大阪・関西万博開催期間等に事業計画地から残土を搬出する場合は、汚染土壌処理施設(浄化等 処理施設)において処理するなども検討し、最終処分量(埋立量)を可能な限り低減する。
- ・汚染土壌を埋立地特例区域外へ搬出する場合は、タイヤ等の洗浄を行うとともに、荷台へのシート架け等の飛散防止措置を講じる。また、工事関連車両が事業計画地から出場する場合もタイヤ

等の洗浄を行う。

・事業計画地における工事関連車両の走行路には、汚染土壌の飛散防止のため、鉄板又は砕石の敷 設、散水等を実施する。

以上のことから、残土の発生量・排出量については、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保 全について配慮されているものと評価する。

(3) 建設汚泥の発生量・排出量

本調査対象期間中においては、測量工、仮囲い整備、工事用ゲート整備、工事用インフラ整備(電 気・通信・上水・下水・排水)等の準備工事であったことから、建設汚泥は発生しなかった。

なお、今後の工事の実施にあたっては、以下の環境の保全及び創造のための措置を実施することにより、影響を最小限にとどめるようにする計画である。

・建設汚泥については、原則、全量を管理型最終処分場で処分する計画としている。産業廃棄物処理業者(中間処理業者)の受入基準を満たす建設汚泥については、再生利用に努める。

以上のことから、建設汚泥の発生量・排出量については、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されているものと評価する。

7. 環境保全及び創造のために講じた措置

7.1 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

環境影響評価書に記載した建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況(対象期間:令和6年10月~令和7年3月)は、表7.1(1)~(13)に示すとおりである。なお、表中の網掛けをしている項目は、本報告書における報告対象外の項目である。

表 7.1(1) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
块日		1,000
	• 工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型建設機械の使用等により、環境影響の回避又は低減に努める。	
	• 工事関連船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図る。	
工事計	• 工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路 及び時間帯に集中することがないよう、走行ル ートの適切な選定、走行時間帯の配慮、船舶によ る資材搬入等の輸送方法の工夫、運転者への適 正走行の周知徹底等を行う。また、関係機関と連 携し、走行時間帯の調整等により平準化を図る。	及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底等に行った。また、関係機
画 	工事関連車両の主要ルートは、幹線道路や高速 道路利用を優先することとし、特定の道路に集 中することがないよう、走行ルートを適切に選 定する。具体的には、主として阪神高速道路と幹 線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋及び夢咲ト ンネルを経由して事業計画地に至る経路を計画 している。	道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないよう、走行ルートを適切に選定した。具体的には、主として阪神高速道路と幹線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋及び夢咲ト
	• 同時期に大阪・関西万博やインフラ工事等が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両が集中することがないよう配慮する。	1 2 3 18 A 3 8 4 1 2 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1
	• 大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の 導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用 促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐 車場料金のダイナミックプライシングにより公 共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極 力抑制する計画である。	
交通計画	• 施設関連車両の主要走行ルートは、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の事業計画地に至る経路とする。一般道では、北港通等を経由して夢舞大橋から、又は咲洲トンネル等を経由して夢咲トンネルから夢洲の事業計画地に至る経路とする。	

表 7.1(2) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	本事業の緑化計画においては、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ、憩いや安らぎを提供する空間を創出し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成をめざす。	
	• 四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンに応じて 多様な植物を選定し、落葉樹を主体とした季節感 のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とした防 風機能を備えたエリアなど、様々な水とみどりに よる多様な空間を創出するとともに、海辺に位置 する立地特性から、沿岸部では耐塩性のある緑地 の整備に努める。また、在来種を基本として郷土 種も活用するなど地域の生態系へ配慮した緑地 の整備をめざす。	
緑化計画	中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、敷地 中央部にある大規模なオープンスペースとして 植栽面積を可能な限り広く確保することをめざ す。	
	北側に配置する「ウォーターフロント」ゾーンでは、海辺景観を活かしたオープンスペースとして 緑地を配置する。	
	人の往来や照明設備による影響が小さい場所に 多様な草丈の草地を確保することで自然環境と の連続性の確保に努め、草地に生息する鳥類など の動物に配慮した環境の創出に努める。	
	• 事業計画地整備後は、植栽した樹木の保育管理や 特定外来生物等が敷地内で繁茂しないように適 宜駆除を行うなど、適切な維持管理を行う。	
	• 事業計画地の建物地下部や基礎工事において発生する残土については、原則、島内処分を行う予定である。	• 残土は発生していない。
廃棄物に	 大阪・関西万博開催期間等に事業計画地から残土 を搬出する場合は、汚染土壌処理施設(浄化等処理施設)において処理するなども検討し、最終処分量(埋立量)を可能な限り低減する。 	• 残土は発生していない。
関する計画	• 建設汚泥については、原則、全量を管理型最終処分場で処分する計画としている。産業廃棄物処理業者(中間処理業者)の受入基準を満たす建設汚泥については、再生利用に努める。	
	• その他、工事中に発生する建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じる。	

表 7.1(3) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
項目	【工事中】 <工事関連車両> ・工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、船舶による資材搬入等の輸送方法の工夫、運転者への適正走行の周知徹底等を行う。また、関係機関と連携し、走行時間帯の調整等により平準化を図る。 ・工事関連車両の走行台数削減を図るため、パークアンドライドや公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送等についても計画する。 ・事業計画地周辺では、多くの物流車両が走行し	 工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底等を行った。また、関係機関と連携し、走行時間帯の調整等により平準化を図った。 工事関連車両の走行台数削減を図るため、公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送等を行った。
大気質(1)	ており、さらに大阪・関西万博の工事や開催時の 状況次第で、やむを得ず、夜間に搬出入及び工事 を行うことも想定している。夜間工事を行う場 合には、警察、道路管理者等の関係機関と協議・ 調整の上、工事関連車両の制限速度の順守、空ぶ かしの防止、アイドリングストップの励行など 運転者への適正走行を周知徹底する。 ・夜間に建設資材等の搬入を行う場合は、可能な 限り高速道路から此花大橋を走行するルートの 利用に努める。	• 夜間に建設資材等の搬入を行う場合は、可能な
	<船舶> 工事関連船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図る。 工事関連船舶の運航にあたっては航行速度の最 	
	適化により、高負荷運転時間減少に努めるよう 関係者への周知徹底を図る。 <建設機械> ・工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型建設機械の使用、散水の実施等により、大気汚染による環境影響の回避又は低減に努める。 ・建設機械の稼働については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用や良質燃料の使用等により、大気汚染物質の排出量の低減に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。	響の小さい工法の採用、低公害型建設機械の使用、散水の実施等により、大気汚染による環境影響の回避又は低減に努めた。 ・ 建設機械の稼働については、国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械の採用や良質燃料の使

表 7.1(4) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	【供用時】 ・空調熱源については、低NOx機器を積極的に導入 する。	
	太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的 に導入する。	
	日射の影響を抑制するための室配置を検討する とともに、断熱性の高い窓ガラスの採用等により、エネルギー消費量の抑制に努める。	
	エネルギー使用量や運転状況を一元的に管理し、室内環境とエネルギー性能の最適化を図る。	
	• 大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の 導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用 促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐 車場料金のダイナミックプライシングにより公 共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極 力抑制する計画である。	
大気質	• ICT等を利用した交通情報提供、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響を低減させる計画とする。	
2	• 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づく必要駐輪台数を確保した自転車駐車場を整備する。	
	• 施設で使用管理する車両として、送迎用のバス 及び乗用車を直営で運行する予定としており、 これらの車両については、電気自動車、燃料電池 自動車等の次世代自動車の導入を図る。	
	• 施設で利用するサービス車両として、繁忙期に 不足する送迎用のバス及び乗用車の外部委託を 行う予定としており、これらのサービス車両に ついては、幹線道路、高速道路の利用を優先する とともに、来客車両についても、幹線道路、高速 道路を利用するよう誘導し、一般道路の走行を 可能な限り低減する。	
	• 施設関連船舶は適切に整備・点検を行い、整備不 良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑 制するよう関係者への周知徹底を図る。	
	施設関連船舶の運航にあたっては、航行速度の 最適化により、高負荷運転時間減少に努めるよ う関係者への周知徹底を図る。	

表 7.1(5) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
水質・底質	• 公共下水道整備前において、事業計画地内で発生した工事排水は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、濁水処理施設、沈殿池で管理して、雨水管により海域へ排水する計画である。工事中のし尿については、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、仮設浄化槽で処理して水質管理を行った上で雨水管により海域へ排水するか、汚水の排水量が少ない期間については、汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出する。	利用可能となっている。公共下水道整備前においては、測量工、配管工等の排水が発生しない工事を実施するとともに、し尿については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出した。
	• 工事中に、公共下水道が利用可能になる予定であり、工事排水及びし尿については、公共下水道整備後は下水道へ排水することで、海域への環境影響を回避する。	
	• 係留施設の整備において、濁水の発生に配慮した施工に努めるとともに、必要に応じて汚濁防止膜を設置する等の保全措置を行う。	
	• 建設工事に伴い発生する汚染土壌については、 散水の実施等により飛散防止を図る。	• 建設工事に伴い発生する汚染土壌については、 散水の実施等により飛散防止を図った。
土	• 汚染土壌を埋立地特例区域外へ搬出する場合は、タイヤ等の洗浄を行うとともに、荷台へのシート架け等の飛散防止措置を講じる。また、工事関連車両が事業計画地から出場する場合もタイヤ等の洗浄を行う。	
壌	• 事業計画地における工事関連車両の走行路には、汚染土壌の飛散防止のため、鉄板又は砕石の 敷設、散水等を実施する。	• 事業計画地における工事関連車両の走行路には、汚染土壌の飛散防止のため、鉄板又は砕石の敷設、散水等を実施した。
	• 工事中は事業計画地の周囲に仮囲いを設置し、 一般の立ち入りを禁止する。	• 工事中は事業計画地の周囲に仮囲いを設置し、 一般の立ち入りを禁止した。

表 7.1(6) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	【工事中】 ・工事計画の策定にあたっては、アースドリル掘削工法等周辺環境への影響の小さい工法の採用により、騒音・振動による環境影響の回避又は低減に努める。	削工法等周辺環境への影響の小さい工法の採用
	• 建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定 の低騒音型建設機械・低公害型建設機械の採用 等により、騒音・振動の発生の抑制に努めるとと もに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの 励行等、適切な施工管理を行う。	の低騒音型建設機械・低公害型建設機械の採用 等により、騒音・振動の発生の抑制に努めるとと
	• 建設機械の稼働台数については、できる限り工 区間での施工時期の調整を行い、ピーク台数を 平準化する。	• 建設機械の稼働台数については、できる限り工 区間での施工時期の調整を行い、ピーク台数を 平準化した。
騒音・振動	• 工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路 及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、船舶によ る資材搬入等の輸送方法の工夫、運転者への適 正走行の周知徹底等を行う。また、関係機関と連 携し、工事関連車両の走行時間帯や工事工程の 調整等を行い、交通量の平準化を図る。	及び時間帯に集中することがないよう、走行ルートの適切な選定、走行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底等を行った。また、関係機
• 低周波音	• 工事関連車両の走行台数削減を図るため、パークアンドライドや公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送等についても計画する。	
1	• 事業計画地周辺では、多くの物流車両が走行しており、さらに大阪・関西万博の工事や開催時の状況次第で、やむを得ず、夜間に搬出入及び工事を行うことも想定している。夜間工事を行う場合には、警察、道路管理者等の関係機関と協議・調整の上、工事関連車両の制限速度の順守、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行など運転者への適正走行を周知徹底する。	
	• 夜間に建設資材等の搬入を行う場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を走行するルートの利用に努める。	
	• 工事関連船舶は適切に整備・点検を行い、整備不 良による騒音レベルの増加を抑制するよう関係 者への周知徹底を図る。	-
	• 工事関連船舶の運航にあたっては航行速度の最適化により、高負荷運転時間減少に努めるよう 関係者への周知徹底を図る。	• 工事関連船舶は使用していない。

項目	環境保全措置	履行状況
	【供用時】 ・ 屋外設備等については、設備の規模、配置及び構造の検討にあたり、必要に応じて低騒音型の設備の採用、防音壁の設置等の対策を行い、騒音・低周波音による環境影響の回避又は低減に努める。	
	屋内に設置する機器のうち、がらりや排気口を 通して騒音が屋外に伝搬する機器については、 必要に応じて遮音対策や吸音対策を講じ、騒音 による環境影響の回避又は低減に努める。	
	 屋外催事(コンサート・花火)については、大規模なコンサート・花火の開催にあたり、周辺地域に開催日時を周知すること、開催時間に配慮すること、風の影響も考慮すること等、周辺への影響が小さくなるよう配慮する。 	
騒音・振動	• 大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の 導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用 促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐 車場料金のダイナミックプライシングにより公 共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極 力抑制する計画である。	
· 低周波音 (2)	• ICT等を利用した交通情報提供、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響を低減させる計画とする。	
2)	• 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づく必要駐輪台数を確保した自転車駐車場を整備する。	
	施設で使用管理する車両については、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の導入を図る。また、駐車場にEV用充電施設を設置する。	
	 来客車両については、幹線道路、高速道路を利用 するよう誘導し、一般道路の走行を可能な限り 低減することにより、騒音・振動の発生の抑制に 努める。 	
	• 施設関連船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による騒音レベルの増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図る。	
	• 施設関連船舶の運航にあたっては、航行速度の 最適化により、高負荷運転時間減少に努めるよ う関係者への周知徹底を図る。	

表 7.1(8) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	【工事中】 • 建設工事に伴う建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な工法の選定、産業廃棄物の分別コンテナの設置等の措置を講じる。	
	• 梱包資材の簡素化による産業廃棄物の発生抑制 により、産業廃棄物の減量化に努める。	• 梱包資材の簡素化による産業廃棄物の発生抑制 により、産業廃棄物の減量化に努めた。
	• 使用する建設資材について、できる限りリサイクル製品を使用し、建設リサイクルの推進に寄与するよう努める。	
	• 産業廃棄物管理票の写しを確実に処理業者から 受け取り、処分状況の実施報告や現地確認など を適宜実施することで最終処分まで適正に処理 されたことを確認する。	受け取り、処分状況の実施報告や現地確認など
廃棄物・残土	汚染土壌を埋立地特例区域外へ搬出する場合は、タイヤ等の洗浄を行うとともに、荷台へのシート架け等の飛散防止措置を講じる。また、工事関連車両が事業計画地から出場する場合もタイヤ等の洗浄を行う。	ない。なお、工事関連車両が事業計画地から出場
	• 事業計画地における工事関連車両の走行路には、汚染土壌の飛散防止のため、鉄板又は砕石の 敷設、散水等を実施する。	• 事業計画地における工事関連車両の走行路には、汚染土壌の飛散防止のため、鉄板又は砕石の敷設、散水等を実施した。
	【供用時】 • 物販施設においては、マイバッグ等の推進による容器包装等の使用量削減による発生抑制、宿泊施設においては、連泊者向けとして希望者に対してのみのアメニティ交換によるアメニティグッズの発生抑制などプラスチック類を含むごみの削減に努める。	
	• 飲食施設・宿泊施設等においては、無駄のない食材調達、調理やメニューの工夫による無駄な生ごみや食べ残し削減の推進により、食品ロス削減の取組みを推進する。	
	オフィス機器等の調達物品のリース及びリユースを推進する。	

表 7.1(9) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	• 本事業の施設で使用するエネルギーは主に電気 及び都市ガスを計画しており、MICE施設(展示 場、集会場)、劇場、ミュージアム、飲食施設、 宿泊施設、カジノ等で利用するエネルギー源に ついては極力集中化を図り、区域内全域に電力 供給を行うとともに、敷地A全域に熱供給を行 う。	
	空調熱源については、低NOx機器を積極的に導入する。太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入する。	
	エネルギーセンターを導入することによりエネルギーの一元管理を行って省エネルギーを促進する計画である。エネルギーセンターには、コージェネレーションシステム等の省エネルギーシステムを導入する計画としている。	
地球環境	• 大阪府・大阪市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議において確定する夢洲1区 (「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く)の具体的な利用可能範囲内で、太陽光発電設備の導入を計画する。	
1	• 延床面積が2,000m ² 以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE 大阪みらい)」に基づく建築物の環境性能効率(BEE)のサステナビリティランキングA以上を取得する。外皮断熱、高効率照明等については、更なる取組みを検討する。	
	日射の影響を抑制するための室配置を検討する とともに、断熱性の高い窓ガラスの採用等により、エネルギー消費量の抑制に努める。	
	• 建築物の内装材等について、国産木材の利用を 検討する。	
	エネルギーセンターにおいて、各施設内で使用する照明等の電力や、冷暖房給湯の熱量を計量し、使用状況等を分析して見える化を図ることによって、エネルギー使用状況の最適化を図る。	
	• ICTを利用した交通情報提供、公共交通利用 促進などの渋滞対策、交通マネジメントにより、 周辺交通の影響の低減に努める。	

表 7.1(10) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
地球環境(2)	 施設で利用するサービス車両にZEV(電気自動車、燃料電池自動車等のゼロエミッションビーグル)の採用を検討する。 エネルギーセンターに設置するエネルギーマネジメント設備については、各施設の電力・熱の使用量を集計・蓄積し、さらに気象予測等のデータと合わせて負荷予測を行い、熱源設備等の最適な運転制御に活用する最先端の技術の導入を検討する。 事業計画地内に設置する空気熱源ヒートポンプチラー(空調設備)及びその他の設備機器(暖房及び給湯用ボイラー等)については、計画設計時点での高効率機種を導入する。 	
気 象 (風害を含む)	• 風害対策として樹木の配置、樹種の選定など、詳細を検討するとともに、必要に応じてフェンス、 庇等の検討を行い、可能な限り事業計画地周辺 の風況の改善に努める計画である。	
動物・植物・生態系(1)	 【工事中】 ・工事計画の策定にあたっては、アースドリル掘削工法等周辺環境への影響の小さい工法の採用、散水の実施等により、騒音・振動、粉じんによる環境影響の回避又は低減に努める。 ・建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械の採用等により、騒音の発生の抑制に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。また、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを防止するなど適切に対応する。夜間工事を行う場合は、照明器具の適正配置等により、事業計画地周辺に生息する動物への影響を可能な限り低減する。 ・土地の改変にあたっては、専門家から得た助言 	用、散水の実施等により、騒音・振動、粉じんによる環境影響の回避又は低減に努めた。 ・建設工事の実施にあたっては、国土交通省指定の低騒音型建設機械の採用等により、騒音の発生の抑制に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、掲示物、安全衛生協議会・安全朝礼等での周知により適切な施工管理を行った。また、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを仮囲い・バリケード等にて防止するなど適切に対応した。なお、夜間工事は行っていない。
	を踏まえ、供用時には在来種を基本として郷土 種も活用するなど地域の生態系へ配慮すること で、多種多様な緑地の整備による生態系ネット ワークの維持・形成をめざす。	• 裸地を利用する鳥類の繁殖期間中に工事が予定

表 7.1(11) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	• 公共下水道整備前において、事業計画地内で発生した工事排水は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、濁水処理施設、沈殿池で管理して、雨水管により海域へ排水する計画である。工事中のし尿については、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準を満足させるよう、仮設浄化槽で処理して水質管理を行った上で雨水管により海域へ排水するか、汚水の排水量が少ない期間については、汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出する。	利用可能となっている。公共下水道整備前においては、測量工、配管工等の排水が発生しない工事を実施するとともに、し尿については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出した。
動物・植物・	• 工事中に、公共下水道が利用可能になる予定であり、工事排水及びし尿については公共下水道整備後は下水道へ排水することで、海域への環境影響を回避する。	は、工事排水及びし尿は、下水道へ排水し、海域
生態系 (2)	• 係留施設の整備において、濁水の発生に配慮した施工に努めるとともに、必要に応じて汚濁防止膜を設置する等の保全措置を行う。	
	• 建設工事の実施にあたっては、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを防止するなど 適切に対応する。	• 建設工事の実施にあたっては、工事関係者の事業計画地外への不要な立ち入りを仮囲い・バリケード等で防止するなど適切に対応した。
	• 夜間工事を行う場合には、照明器具の適正配置 等により、事業計画地周辺に生育する植物への 影響を可能な限り低減する。	• 夜間工事は行っていない。
	• カワヂシャについては、専門家にヒアリングを 実施した結果を踏まえ種子を採取して保管して おり、保全措置として保管種子を専門機関に寄 贈する。	• カワヂシャについては、専門家にヒアリングを 実施した結果を踏まえ種子を採取して保管し、 保全措置として保管種子を専門機関に寄贈し た。

表 7.1(12) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	【供用時】 • 高層建築物については、ガラスなどの建物外壁面の反射を低減するよう、材質の選定に努める。	
動物・植物・	• 中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、植栽 面積を可能な限り広く確保することをめざし、 北側に配置する「ウォーターフロント」ゾーンで は、供用後の人の往来や照明設備の影響が小さ い場所に多様な草丈の草地を確保することで、 草地に生息する鳥類などの動物に配慮した環境 の創出に努める。	
生態系(3)	• ライトアップ等に関する照明については、事業特性上必要と考える夜間照明を確保しつつ、光量や照射方向をコントロールできる設備の導入及び配置を検討する。	
	• 事業計画地整備後は、植栽した樹木の保育管理 や特定外来生物等が敷地内で繁茂しないように 適宜駆除を行うなど、適切な維持管理を行う。	
	• 夢洲の広大な土地を生かし、個性的な建築群と水とみどりの景観が一体となった特徴的な都市空間を形成することにより、大阪ベイエリアの新たなランドマークとなる景観を創出する計画である。	
	• 海に隣接した立地特性を生かし、親水空間と一体となったオープンスペースを形成することで、国際観光拠点の玄関口として、魅力的な景観を創出するよう計画している。	
景観	• 夜間においては、照明を可能な限り柔らかい色調や適切な強度に調節するなど、周囲への光の影響を少しでも和らげるように配慮し、親しみのある夜間景観を創出するよう努める。	
	• ライトアップ等に関する照明については、事業特性上必要と考える夜間照明を確保しつつ、光量や照射方向をコントロールできる設備の導入及び配置を検討する。	
	• 屋外照明機器により周辺環境に影響が認められる場合は、照射方向や光量を調整するなど適切に対応する。	

表 7.1(13) 建設工事中の環境保全のための措置とその履行状況

項目	環境保全措置	履行状況
	【工事中】 ・ 工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路 及び時間帯に集中することがないよう、走行ル ートの適切な選定、走行時間帯の配慮、輸送方法 の工夫、運転者への適正走行の周知徹底等を行 う。	• 工事関連車両の走行にあたっては、特定の道路 及び時間帯に集中することがないよう、走行ル ートの適切な選定、走行時間帯の配慮、輸送方法 の工夫、運転者への適正走行の周知徹底等を行 った。
自然とのふ	• 工事関連車両の走行台数削減を図るため、パークアンドライドや公共交通機関の積極的な利用による作業員の輸送、船舶による資材搬入等についても計画する。	
れあい活動の場	• 同時期に大阪・関西万博事業やインフラ工事等 が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両 が集中しないように配慮する。	• 同時期に大阪・関西万博事業やインフラ工事等 が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両 が集中しないように配慮した。
· 場	【供用時】 ・ 大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐車場料金のダイナミックプライシングにより公共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極力抑制する計画である。	
夢洲内におい	• 複合影響が最大となる時期(万博開催時期)の工 事関連車両については、走行台数や工事工程の調 整等を行い、可能な限り夜間の時間帯(22時~翌 日6時)の走行を抑制する。	
複合的な影響:騒音いて実施される他事業	• 複合影響が最大となる時期(万博開催時期)の夜間にやむを得ず建設資材等の搬入を行う必要がある場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を走行するルートを利用し、市道福島桜島線(北港通)及び国道172号(みなと通)の夜間騒音の低減に努める。	ある場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を 走行するルートを利用し、市道福島桜島線(北港
大阪市環境基本	• 大阪市環境基本計画に定められた環境施策の 3 本柱である「低炭素社会の構築」、「循環型社会 の形成」、「快適な都市環境の確保」に配慮した 事業の推進に努める。	

7.2 履行状況写真



写真1 施工業者間での調整会議の様子



写真2 建設機械の低公害型を示すステッカー



写真3 アイドリングストップの励行掲示物

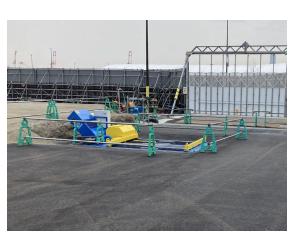


写真4 タイヤ洗浄装置



写真5 工事排水の pH 処理装置



写真6 仮囲い・防音シートの設置

8. 市長意見及びその履行状況

環境影響評価書で示した市長意見に対する事業者の見解及びその履行状況(対象期間:令和6年10月~令和7年3月)は、表8.1(1)~(5)に示すとおりである。なお、表中の網掛けをしている項目は、本報告書における報告対象外の項目である。

表 8.1(1) 市長意見に対する事業者の見解及び履行状況

市長意見	事業者の見解	履行状況
供給処理計画		
太陽光発電設備については、MICE施設や夢洲1区でも導入し、事業計画地内に電力を供給する計画であるが、再生可能エネルギーの利用促進のため、事業計画地全体における再生可能エネルギー比率等について目標値を設定すること。	本事業では、標準的な施設に対する計画施設の2030年代における二酸化炭素削減目標を約50%と設定しています。また、事業計画地内および夢洲1区での太陽光発電設備の導入等により、事業計画地全体における想定電力使用量に対する再生可能エネルギー比率として最大で約20%をめざします。	
SDGs達成への貢献		
大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及びSDGsのゴールと関連付けられた行動計画が示されているが、本事業は、夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、SDGsの達成に貢献するサステナブルなIRをめざしていることから、環境への配慮については、地球温暖化や生物多様性の減少など環境問題に関する国際的な動向を踏まえつつ、他の地域のモデルとなるよう先導的な取組みを促進するとともに、その内容等を積極的に発信すること。	本事業では、地球温暖化や生物多様性の減少など環境問題に関する 国際的な動向を踏まえつつ、他の地域のモデルとなるよう先導的な取組みを促進します。また、適宜、弊社のホームページ等で、取組み内容を発信していく予定です。	
大気質		
施設の供用に伴う影響など大気質に及ぶ影響の予測にあたっては、気象モデルの風向・風速(予測地点の風速の補正値)について適切に設定した上で再予測を行い、その結果を評価書で示すこと。	気象モデルの設定に用いる風向・ 風速のデータは、事業計画地周辺で 風向・風速を通年測定している一般 局(此花区役所局及び南港中央公園 局)のうち、その測定データの特徴 や傾向、各予測地点との距離・風ベ クトル相関・風速データの単相関分 析の相関係数の結果を踏まえ設定 し直し、再予測を行いました。	

表 8.1(2)	市長意見に対する事業者の見解及び履行状況	
市長意見	事業者の見解	履行状況
水質・底質		
工事排水の雨水管から海域への 排出可否によらず、公共下水道整 備後は、適切な処理を行った上で、 計画的に下水道へ排水することに より公共用水域への影響を最小限 にとどめるとともに、公共用水域 に排水する場合は、適切に事後調 査を実施すること。	工事排水及びし尿については、公 共下水道整備後は下水道で熱響をします。公共下水道整備前に工事排水 ます。公共下水道整備前に工事排水 は、海域への環境影響をいて、 事業計画地内で発生した工府生活、 東業計画地内で発生した工府生活、 境の保全等に関する条例の排水施設・ で、満足させるよう、、雨水管にいて理をでいて、 域で管理して、水でで理ないで、 域でがします。し尿にでの質域、 が、設み地ででは、 がでいては、 がでいては、 がないが非ないがまないがまた。 は、の影響を最小限にとどのまた、 は、の影響を最小限にとどめます。 また、、が、 は、とめまます。 は、海域へいます。 は、一次がよりりの影響をより、 は、とめまな、 は、海域といいることをでいることをでいる。 また、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	公共下水道整備については、令和6年12月より利用可能となっています。公共下水道整備前においては、測量工、配管工等の排水が発生しない工事を実施するとともに、し尿については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出しました。また、公共下水道整備後(令和7年1月以降)においては、工事排水及びし尿は、下水道へ排水し、海域への環境影響を回避しました。
騒 音		
コンサート・花火に伴う騒音に ついての事後調査を、供用時(集 客を見込む大規模イベント開催 時)に此花区ほか適切な保全施設 等において実施すること。	事業計画地周辺のNo.6地点及び計画内容に応じて風による音の伝搬を考慮した適切な地点(保全施設に近接する地点)において、コンサート・花火の開催時の騒音調査を行います。	
施設関連車両等が走行する臨港 道路コスモ北線の予測地点周辺区 間の遮音壁について、現地調査時 点では未設置であったため、日本 音響学会式にて予測評価していた が、現在、遮音壁は設置済みであ るため、遮音壁の減衰効果を実測 にて確認し、評価書に反映するこ と。	No.5 地点については、予測地点周辺区間(臨港道路コスモ北線)の遮音壁が、現地調査時点では未設置であったため、日本音響学会式を用いて遮音壁による回折減衰の補正量を算出し、予測・評価していましたが、遮音壁が令和5年9月に設置されたため、その遮音壁による騒音の減衰効果を把握することを目的とし、令和6年3月に遮音壁設置後の等価騒音レベルに関する補足調査を実施し、予測・評価に反映しました。	
本事業の工事関連車両と他事業との複合影響において、市道福島 桜島線(北港通)と国道172号(みなと通)における予測地点で、夜間騒音の環境基準値を超過していることから、関係機関と工事工程の調整等を行うとともに、夜間については可能な限りこれら幹線道路を避け、高速道路から此花大橋を通行するルートを利用することにより、騒音の影響を低減すること。	複合影響が最大となる時期(万博開催時期)の工事関連車両については、関係機関と連携し、走行台数や工事工程の調整等を行い、可能な限り夜間の時間帯(22時〜翌日6時)の走行を抑制します。 やむを得ず夜間に建設資材等の搬入を行う必要がある場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を走行するルートを利用し、市道福島桜島線(北港通)及び国道172号(みなと通)の夜間騒音の低減に努めます。	複合影響が最大となる時期(万博開催時期)の工事関連車両については、関係機関と連携し、走行台数や工事工程の調整等を行い、可能な限り夜間の時間帯(22 時〜翌日6時)の走行を抑制しています。やむを得ず夜間に建設資材等の搬入を行う必要がある場合は、可能な限り高速道路から此花大橋を走行するルートを利用し、市道福島桜島線(北港通)及び国道172号(みなと通)の夜間騒音の低減に努めました。

表 8.1(3) 市長意見に対する事業者の見解及び履行状況

市長意見	事業者の見解	履行状況
廃棄物・残土		
本事業で発生する残土のうち最大約50万㎡は、大阪・関西万博開催期間等において夢洲島内での移動が制限されることを理由に、夢洲島外で処分する計画としていることから、その期間等における工事中の残土の発生抑制対策を検討するとともに、夢洲島内で埋立材として再利用できるよう仮置き場を最大限確保し、また、夢洲島外で処分する場合であっても浄化等処理施設において処理・再利用を実施することにより、最終処分量(埋立量)ゼロをめざすこと。	主に建設工事に伴い発生する残土は、大部分が埋立地特例区域内(事業計画地を含む夢洲島内)において大阪・関西方博開催期間等においてで限力を表土は埋立地特例区域内の地域内で限力を表しての再利用されることがら、最大約50万㎡がある・別しています。そのため、大土の場所がある・別しています。そのため、残土の海があるよう工事があるよう工事があるよう工事があるよう工事があると、関西が抑制ととして再利用できるようで埋戻材として再利用できる計画を最大限確保する計画が、やむを得ず埋立地特例区域外で地では、汚染土壌処理が、治する場合には、汚染土壌処理が、治りをできるとして現では、汚染土壌処理が、治りにおいて処理するなども検討し最終処分量(埋立量)を可能な限り低減します。	残土の発生はありませんでした。
本事業の杭工事により発生する建設汚泥は、大阪市域における年間発生量(令和元年度)の約2倍にあたる約120万㎡と予測されることから、発生量が少ない杭工法の採用による発生抑制はもとより、埋立地特例区域から発生する汚泥を処理する際には、予め、分析項目や頻度など処理先の受入基準を適合することの確認方法について中間処理業者等と十分調整の上、可能な限り再生利用し、最終処分量を低減すること。	主に杭工事により発生する建設汚泥は、産業廃棄物処理業者(中間処理業者)の受入基準を超過した場合、原則埋立処理施設で処分する計画としていますが、低層建物には既製杭を採用するなど、杭工事全般においても汚泥発生量の少ない工法を採用して汚泥の発生量を抑制するとともに、中間処理業者と受入基準やその確認方法等について予め十分調整した上で、可能な限り再生利用に努め、最終処分量を低減します。	建設汚泥の発生はありませんでした。

表 8.1(4) 市長意見に対する事業者の見解及び履行状況

市長意見	事業者の見解	履行状況
本事業では、二酸化炭素削減目標を約50%としていることから、事後調査では、準備書で設定した標準的な施設との比較だけでなく、供用後の二酸化炭素排出量を正確に算定当時を検証するとともに、があることが、クラットルバスの運行計画が未定ではシャトルバスの運行計画が未定ではシャトルバスの運行計画が未定ではシャトルバスの運行計画が未定ではシャトルバスの運行計画が未定では、シャトルバスの各地よっに、第四の二酸化炭素排出量を第一では、シャトルがスの各地とまでは、シャトルがスの各地とよるに、シャトルがスの各地とよるに、シャトルがスの各地とよるに、参溯1区で計画している太陽光では、シャトルが表により、再生では、一大は、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	事後調査では、供用時の施設の年間稼働実績(電気、ガス等の消費量)及び施設関連車両(乗用車、身力シー、シャトルバス)の年間第一、単立を化炭素排出量を第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
来場者の公共交通利用の促進を図るとともに、シャトルバスの電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) 等の電動車の導入など、さらなる環境保全対策、最新技術の導入により、カーボンニュートラルの早期実現をめざすこと。	大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐車場料金のダイナミックプライシングにより来場者の公共交通利用の促進を図ります。また、施設で利用するサービス車両にZEV(電気ニンビーグル)の採用を検討します。さらに、今後の社会動向を踏まえ、その時点で効果の高い方法を組み合わせて二酸化炭素の削減に取組むとともに、カーボンニュートラルの達成に寄与する最新技術の導入を検討します。	

表 8.1(5) 市長意見に対する事業者の見解及び履行状況

市長意見	事業者の見解	履行状況	
動植物生態系			
生物多様性の保全の観点から、工事着手前に鳥類の飛来状況の確認及び陸域動物(重要種)の生息状況並びに陸域植物(重要種)の生育状況について調査を行い、その結果を事後調査とともに報告すること。	工事着手前に、事業計画地及びその周辺の鳥類の飛来状況及び陸域動物(重要種)の生息状況並びに陸域植物(重要種)の生育状況について調査を行い、その結果を事後調査とともに報告します。	工事着手前に、事業計画地及びその周辺の鳥類の飛来状況及び陸域動物(重要種)の生息状況並びに陸域植物(重要種)の生育状況について調査を行いました。その結果については、p15~26に記載しました。	